

第 3 1 7 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、第 3 2に記載する各決定（以下これらを「本件各処分」という。）に対する審査請求（以下これらを「本件各審査請求」という。）の対象となる行政文書を一部公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査会における判断および答申

本件各審査請求は、いずれも審査請求人が同一であるほか、共通した事務事業に関連する行政文書を対象とし、実施機関の処分の妥当性の判断において、検討すべき内容等に類似する点が認められることから、当審査会はこれらを一括して判断し、答申を行うこととする。

第 3 本件各審査請求に至る経過

- 1 平成30年 5月23日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次のような本件公開請求を行った。

児童相談所に対する開示請求

警察からの T E L の記録 H29年度 H30年度

2 審査請求①について

- (1) 同年 7月 4日、実施機関は、名古屋市東部児童相談所（以下「東部児相」という。）が保有する平成30年度電話相談等記録票（請求に係るもの）（以下「本件行政文書①」という。）、遅番日誌（請求に係るもの）（以下、審査請求②及び③で実施機関が特定した宿日直日誌とあわせて、「本件行政文書②」という。）、児童相談受付票（受理会議資料）（請求に係るもの）（以下「本件行政文書③」という。）を特定したうえで、その一部を公開とするほか、平成29年度分についてはいずれも存在しないとして一部公開決定（以下「本件処分①」という）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

- (2) 同年 7月 9日、審査請求人は、本件処分①を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

3 審査請求②について

- (1) 同年 7月 6日、実施機関は、名古屋市西部児童相談所（以下「西部児相」という。）が保有する平成29年度及び30年度の本件行政文書①から③を特定したうえで、一部公開決定（以下「本件処分②」という）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (2) 同年 7月10日、審査請求人は、本件処分②を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

4 審査請求③について

- (1) 同年 7月 6日、実施機関は、名古屋市中心児童相談所（以下「中央児相」という。）が保有する平成29年度及び30年度の本件行政文書①から③を特定したうえで、一部公開決定（以下「本件処分③」という）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (2) 同年 7月20日、審査請求人は、本件処分③を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 4 実施機関の主張

- 1 各決定通知書によると、実施機関は、本件各審査請求の対象となる行政文書の一部を公開しない理由として、おおむね次のとおり主張している。

(1) 審査請求①から③について

ア 本件行政文書①から③に記載されている個人の氏名、住所、年齢、性別、連絡先、生年月日、職業、家庭状況等、具体的な事例等に係る児童及び家族等に関する情報（以下「本件情報①」という。）は、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくない情報であると認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため条例 7条第 1項第 1号に該当する。

イ 実施機関と関係機関等との情報交換及び受理会議結果等（以下これらを「本件情報②」という。）については、児童相談所の業務の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 7条第 1項第 5号に該当する。

(2) 審査請求①については、以下もあわせて主張する。

平成29年度に係る行政文書については、東部児相開所前のため存在しない。

2 上記 1に加え、実施機関は、弁明書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 審査請求①から③について

ア 条例第 7条第 1項第 1号該当性について

本件行政文書に記載されている個人の氏名、住所等は特定の個人が明らかになる情報であり、性別、連絡先、生年月日、学歴、職業、家庭状況等についても、他の情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別できる情報である。

また、特定人について児童相談所に相談があった事実、児童相談所が特定人に何らかの関与を行った事実等が記載されており、これらの情報は、特定個人を識別することができないとしても、公開することにより当該児童の権利利益を害するおそれがあると認められる（審査会答申第146号参照）。

イ 条例第 7条第 1項第 5号該当性について

児童相談所の評価及び判断が含まれる情報並びに関係機関等とのやりとりした情報については、これを公開することにより、事務の性質上、本件児童のみならず、児童相談所の利用者及び関係機関等との間における信頼関係を前提とした相談援助活動業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼす具体的なおそれがある。

(2) 審査請求①については、以下もあわせて主張する。

東部児相は、平成30年 5月 7日に設置されており、それ以前には業務を行っていないため、平成29年度には行政文書を作成していない。

また、請求日である平成30年 5月23日時点では、中央児相及び西部児相から、新たに東部児相が所管することとなった区域に係る電話相談等記録票、遅番日誌及び児童相談受付票（受理会議資料）を引継いでおらずこれらの行政文書は保管していない。

第 5 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件各処分を取り消す、との裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書で主張している審査請求の理由は、次のとおりである。

(1) 審査請求①から③について

条例第 7 条第 1 項第 1 号、第 5 号に該当しない。

(2) 審査請求①については、以下もあわせて主張する。

不存在処分にした文書は存在する。

引継書としての行政文書は存在する。

第 6 審査会の判断

1 争点

(1) 本件情報①が条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するか否か。

(2) 本件情報②が条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当するか否か。

(3) 本件処分①において不存在により非公開とされた行政文書の有無。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件行政文書①から③について

(1) 本件行政文書①について

本件行政文書①は、実施機関が市民、警察、学校等の関係機関等から電話等により相談を受けた場合に、その相談内容の記録を残すために作成する行政文書である。

(2) 本件行政文書②について

本件行政文書②は、宿日直時間帯及び遅番時間帯に受けた相談や対応し

た内容の記録を残すために作成する行政文書である。

(3) 本件行政文書③について

本件行政文書③は、関係機関等から通告や相談を受けた後に、当該児童に関する安全確認の時期や方法等を組織的に検討するために開催される受理会議の資料として活用される行政文書である。

(4) 本件行政文書①から③には、ケース番号、氏名、住所、本籍、性別、連絡先、生年月日、学校名、職業、家庭状況、当該児童について関係機関等から聴取した記録等、本件情報①が記載されている。

また、児童相談所と関係機関等との情報交換の内容、児童相談所の評価、判断、処遇方針等、本件情報②が記載されている。

4 条例第 7条第 1項第 1号該当性について

(1) 本件情報①は、特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち、通常他人に知られたくないと認められるもの、又は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

(2) したがって、本件情報①は、条例第 7条第 1項第 1号に該当すると認められる。

5 条例第 7条第 1項第 5号該当性について

(1) 本件情報②は本市が行う事務事業に関する情報であることは明らかである。また、実施機関によれば、実施機関が行う相談援助活動を遂行するためには、当該児童及び関係機関等との良好な関係を基礎とした信頼関係が不可欠であり、必要に応じて関係機関等との調整を幾度となく重ねながら行われるとのことである。

(2) 本件情報②を公にした場合、関係機関等との信頼関係が損なわれ、関係機関等からの協力を得られなくなるといった蓋然性が認められ、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすことになるとする実施機関の説明に不合理な点はなく、これを覆すに足る特段の事情も認められない。

(3) したがって、本件情報②は、条例第 7条第 1項第 5号に該当すると認め

られる。

- 6 本件処分①において不存在により非公開とされた行政文書の有無について
- (1) 本件処分①において不存在により非公開とされた行政文書は、東部児相が管理する平成29年度の本件行政文書①から③（以下「本件対象文書」という。）である。
 - (2) 当審査会の調査によると、東部児相は、平成30年 5月 7日に新たに設置され、それまで西部児相が管轄していた南区、中央児相が管轄していた瑞穂区、緑区及び天白区の 4つの区を新たに管轄することとなった。
 - (3) 上記(2) であることから、平成29年度に東部児相が本件対象文書を作成したとは認められない。
 - (4) また、本件対象文書のほか、請求の趣旨を満たす文書を本件公開請求時点では管理していなかったとする、実施機関の主張は不自然、不合理とまでは言えず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。
 - (5) したがって、本件処分①において本件対象文書を非公開決定したことは妥当である。

7 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 7 審査会からの付言

公開請求及び審査請求の趣旨が明確でないことから、その趣旨によっては本件各処分の妥当性に疑義が生じうる点が見受けられた。

当審査会は、審査請求人に対して調査を実施したが、何らの回答も得られず、その点が明確にならなかったものの、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に定められた簡易迅速かつ公正な手続きを行うべく、上記のように判断したものである。

このような疑義を生じうる点については、行政文書公開請求者の協力を前提に、行政文書公開請求の受付時をはじめ、遅くとも実施機関が処分を決定する前に解消されてしかるべきである。

今後、実施機関においては公開請求に係る処分を行うにあたり、公開請求の趣旨を把握し、必要に応じて公開請求者に対して公開請求書の補正を求めることを要望する。

第 8 審査会の処理経過

1 調査審議までの経過

(1) 審査請求①

年 月 日	内 容
平成30年12月 7日	諮問書の受理
同日	実施機関に弁明書を提出するよう通知
平成31年 1月16日	弁明書の受理
2月14日	審査請求人に弁明書の写しを送付 併せて、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知

(2) 審査請求②

年 月 日	内 容
平成30年12月 7日	諮問書の受理
同日	実施機関に弁明書を提出するよう通知
平成31年 1月17日	弁明書の受理
2月14日	審査請求人に弁明書の写しを送付 併せて、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知

(3) 審査請求③

年 月 日	内 容
平成31年 1月22日	諮問書の受理
同日	実施機関に弁明書を提出するよう通知
2月20日	弁明書の受理
4月 9日	審査請求人に弁明書の写しを送付 併せて、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知

2 調査審議以降の経過

年 月 日	内 容
-------	-----

令和 2年10月16日 (第30回第 1小委員会)	調査審議
12月 7日 (第31回第 1小委員会)	調査審議
12月25日 (第32回第 1小委員会)	調査審議
令和 3年 1月21日 (第33回第 1小委員会)	調査審議
2月26日 (第34回第 1小委員会)	調査審議
3月15日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 門脇美恵、委員 金井幸子、委員 川上明彦